

総務常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和6年8月21日(水) 第3委員会室
2. 出 席 委 員 桂藤和夫委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 坂本義明 福山権二 國利知史
3. 欠 席 委 員 なし
4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 植木佳那子議会事務局主事
5. 説 明 員 なし
6. 傍 聴 者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 所管事務調査について
 - 2 その他

午後1時26分 開 議

○桂藤和夫委員長 ただいまから総務常任委員会を開会します。本委員会におけます傍聴、写真撮影、録音録画を許可しております。

1 所管事務調査について

○桂藤和夫委員長 早速ですけれども、協議事項に入ってまいります。まず1点目、所管事務調査についてということで、moreNOTEに庄原市特定事業主行動計画の進捗状況についての報告書案を載せております。その概要を説明します。めくっていただき、目次ですけれども、第1がはじめに、その次が本計画の進捗状況についてです。1点目が総務課をお呼びして、第1回のヒアリングをことし1月9日にやっており、安心して出産、育児をするための取り組みにおける環境整備、ワーク・ライフ・バランスが確保できる職場づくりの現状等について質疑を行いました。その辺の質疑の状況が、3ページから8ページの上段まで書いてあります。その後にもう一度ヒアリングをしたらいいのではないかという御意見があり、総務課をお呼びして第2回目のヒアリングを5月28日に実施しております。この日は事前に質問項目を協議して、総務課へ要望した上で質疑を行いました。これを8ページから15ページまでずっと載せております。それから3点目が16ページ、皆さんの御手元にお配りしましたけれども、2022年度の人員確保統一闘争ということで職場実態調査アンケート調査結果を自治労から入手し、これについて、どんなことを考えられているかとか、どんなことを把握したということ載せております。それから16ページの中段から第4、委員会からの提言ということで、安心して出産、育児をするための取組における環境整備、ワーク・ライフ・バランスが確保できる職場づくり、休暇取得の促進、時間外勤務時間の縮減、時間外命令に関するもの、業務に関するもの、職員数に関するもの、職場環境の整備に関するもの。そして最後に、おわりにということでまとめたものを載せており、19ページが審議の経過、20ページは資料等を書いたものを載せております。きょうすぐに結論を出すのではなくて、皆様方の意見をもらいながらと思っております。今月中にお目通しいただき、気づきや変えたほうがいいところがあれば事務局へ申し出てください。今後のスケジュールと

しまして、9月5日の分科会最終日の後にもう1回委員会を開き、最終案を確認させていただいた上で、9月定例会の最終日9月27日に報告したいと考えております。これについて何か皆様方からこれだけはきょう言っておきたいということがありますか。國利委員。

○國利知史委員 出すのは9月議会中ですか。

○桂藤和夫委員長 9月の議会で、この件については報告をさせていただこうと思っています。誤字脱字等があるかもしれませんので、私ももう一度精査をいたしますけれども、帰ってじっくり見ていただいて。坂本委員。

○坂本義明委員 書面でできないのか。

○桂藤和夫委員長 紙ベースにしてくれということですか。プリントアウトして。福山委員。

○福山権二委員 この件に限らず、どこまでペーパーで出すかということなのだけれども、今たまたま坂本さんがそういう発言をされて、見たら正副委員長にはつくってあると。何でみんなに配らないのかとか、いろんなことがあるのだけれども、これは載っていると言われたので、きょうは読んでから参加するのかなと思った。きょう見て、読んでない人も多いから、もう1回考えてみてと。ペーパーでできるのならペーパーのほうがいい。

○桂藤和夫委員長 一応、帰って目を通していただいたほうがいいかなと思っています。ぎりぎりでmore NOTEに載ったみたいなので、皆様方に十分お目通しをいただく時間はなかったのではないかと想像します。きょうは深い議論ではなくて、帰って見ていただいて、今月いっぱいまでに気づきがあれば事務局へ申し出てください。9月5日の分科会の後にもう1回委員会開いて、協議をした上で最終案をつくり、最終日に報告したいと考えております。谷口委員。

○谷口隆明委員 6ページの回答の下から3番目ぐらいのところに、時間外勤務の状況は本人の申告に基づいた形で整理される部分があり、他の確認方法においても正確であるとは言い切れない部分があると、本当に執行部が答えましたか。いろいろ調べて、労働時間は使用者がきちんと客観的につかむ必要があるというのが原則なので、この辺についてはきちんと変えていかないと。次の文の中には、タイムカードについてはいろいろあるが検討しないといけなみたいな答弁がありますけれども、パソコンのシャットダウンであるとか、そういうタイムカードであるとか、基本は使用者が客観的に一人一人の労働者の状況をつかむというのが原則です。その辺を議会としてきちんと言わないと、自己申告するのであれば、守衛さんにしてもらおうとしても、きちんと客観的に裏付けできる対策をとった上でしないといけな。国の方針なので、その辺はきちんときつく言ったほうがいい。提言したほうがいいのではないかという意見です。

○桂藤和夫委員長 まとめのところ。坂本委員。

○坂本義明委員 単に調べてこうではないかと言うだけなら、何遍やっても同じこと。だから、それが通る、通らないは別として、しっかり言い切ってしまうないと。タイムカードにしても。ここの市役所だけの感覚でしかないから、そのあたりはしっかり言わないといけな。執行部はわかっているのだから、きちんと言い切ってもいいのではないですか。やるか、やらないかは向こうの思いだろうけれども、しっかり言わないとやった価値がないと思う。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 今究極の発言があったので、それ以上はないのですけれども、この特定事業主行動計画が法的にも整備されて、それをもとに庄原市は第2期までつくった。そういう意味では、この法律

は働いている人の権利を守るという視点で、特定事業主行動計画に不十分な点があれば、経営者も十分調査して、きちんと改善するように計画をつくれと。非常に強い法律だと思うのですよね。それに関係して調べてみたのだけれども、こういうことが出てくるわけですよ。勤務時間の管理については不十分なところがあるとか。これを向こうが議会に言うわけです。議会で特定事業主行動計画をしているのに、勤務時間は曖昧なところがありますよ。言い方は違うけれども、対応としては、そういうことが庄原市の中で漫然と行われているとしか考えられない。それで、庄原市議会の担当委員会は、坂本委員が言われたように、それを是正するように、非常に厳しく執行者にきちんと言うということですね。あえて言うと、この種の問題は、職場の働いている人が一定程度問題提起をして、おかしいのではないかと知らないとなかなか前に行かないものなのです。それが出来来ないのが私は不思議なのだけれども、現状として、執行者から勤務時間管理は不十分であるということが書いてあるのだから、これは委員会として見過ごせない。協議する委員会として、それでもいいですよと言えば、やった価値がない。だから、そこを委員会として本気でどこまで詰めるのかというのは、腹合わせしておかないと。いいのではないかと、この委員会の誰かが言っていたら話にならない。それで、前からこだわっている残業時間については、本人と監視員さんのところでやるのだと書いている。それが正規なものかどうか、非常に曖昧な部分がある。谷口委員から詳細を言ってもらえばいいけれども、勤務時間管理は、常に管理者がいてずっと管理しているというわけではない職場もある。そこは例外として何かあるのだろう。例外が認められるのはどういうときかと。勤務時間をきちんと把握するためには何を対策しているのかということまで、きちんと詰めたほうがいいのではないかと。残業してはいけないというのではなく、残業した 100% 残業代を払えというのが思いなのです。今の職員を見てみると、働きますよ。例えばマラニックでも、朝 3 時、4 時と行くわけです。これは市の職員が庄原市を活性化させようと働いているのだろうけれども、中には働いても残業代が払われないという不満が非常に多い。少なくとも、働いたら 100% 残業代を払うということまで最低限言っておかないと。勤務時間管理と、働いたら金を払えということだけでは、執行者がきちんと自覚されないと。

○坂本義明委員 4 期したのだけれども、もっと古い議員さんに聞いてみたい。市役所はタイムカードがないではないですか。何でないのか。不思議で仕方ない。だからあやふやになっている。途中で抜けるとか、たばこを吸うのも休憩している。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 タイムカードは必ずしも正確とは言えないのですよ。タイムカードを押してから働いている人がいるわけだから。学校などは特にそうです。タイムカードを入れても、タイムカードを押して、結局また働くという事態が起こった。タイムカードもいいことなのだけれども、職場の管理体制というか、職員の意識もあるのですよ。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 言っていたら堂々巡りだ。残業代はくれと言うのだけれども、残業時間は何時から何時までと決まっているのかと言えば決まっていない。途中からタイムカードを押して残業するということは、サービス残業。それを言っていたのでは前に行かないと思う。役所は役所の規定があるのかもしれないけれども、普通の民間企業から考えたら解せない話。

○福山権二委員 そういう勤務時間管理は、例えば、自分はサービス残業をしてでもきちんと仕事をしているのだと見られたいという意識もある。賃金差をすごくつけている経営者がいた場合に、例えば

学校でいうと、早く教頭になろうとか校長になろうとかいう人は、そういうことも実際にするわけですよ。郵便局もそういうことがあった。そのことを言っていたら切りがない。確かにタイムカードをしたほうがいいというのは正論だと思います。そこまでやっているのだから、あとは働いている者の責任だと執行部が言えばそれまでです。ただ働きをしたい人まで規制できないので、タイムカードをするかどうかというのは、恐らく金の問題でしょう。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 極論を言うけれども、民間などで残業するというのは、仕事ができないからです。残業されると次の日に仕事ができない。朝の仕事がなかなかできない。取り掛かるのが遅れるというのが実際問題世間ではある。市役所は別かもしれないけれども、市役所だけ別というのは通らないと思う。なぜタイムカードを置かないのか、そういう体制をとらないのか、不思議でたまらない。これはあやふやな言い方で答弁をされますけれども、そこを解決しない限りは同じことをやるようになる。答えは出ない。なかなか前にいかない。せっかく時間をとって話しているのに答えが見えない。答えはある意味で見えているのだろうけれども、それでは誰のためにやっているのかよくわからないような議論になる。そこらはどうなのか。

○桂藤和夫委員長 國利委員。

○國利知史委員 坂本委員が言われた、一般企業では仕事ができない人が残業するというのは、そういうところもあるかもしれないですけども、逆に僕らが言われていたのは、仕事はできる人に回ってくると。できる人のところにどんどん仕事が回ってきて、キャパオーバーになることもあるので、一概に、できない人は残業がふえるということではないと思うのです。ただ、始まる前に少し言った、大阪から庄原に帰られてきた方と話をしたのですが、その方は大阪で会社を経営されている方で、この総務常任委員会のYouTubeも毎回チェックされています。その方が言われるには、一般企業だと残業はすごく厳しく言われる。市役所は、一般企業と比べればルーズというか、一般企業は本当にシビアにやっていると言われたので、その辺はもう少しきちんと管理するように委員会から上げないといけないと強く言われました。一般企業では残業すればするほど企業の利益が減るので、その時間内でしっかり終わらせる。市の場合、自治体の場合は、予算がもう決められていて、利益に直結するような形ではない。厳密に言えばするのでしょうけれども、一般企業と残業の捉え方が、利益ではない部分もあるというところで少しニュアンスが違います。タイムカードの話になっていますけれども、その辺も考えていくように提言書に盛り込んで、一般企業並みになるようにしていかないとけないのかなという印象は持っています。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 今、一般企業のことが出ましたけれども、残業に対する労働者保護は、経営者の感覚もそうだけれども、その会社の労働者が残業しても残業手当が払われないのだということを労働基準監督署に通告した場合、労働基準監督署は、2週間かかっても1カ月かかっても、ずっと張り込む。電気がついていて、ついていない、全部確認して、実態をつかんでから企業に入る。何月何日からこの職場の勤務時間管理が不十分で残業手当も払っていないということが明らかになったら、その会社全体が業務営業停止命令。郵便局でもあったのだけれども、中国郵政局全体の郵便局が営業停止というところまでやるのです。だから、それは民間企業の経営者の経費を削減しようということよりも、どちらかというと行政に対する対応でそうしている部分もあるのではないですか。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 今、國利委員が言った内容について言えば、企業としては時間内でできるように仕事をしてくれと。オーバーするということは、人件費を余分に払わないといけないから。例えば100でやろうと思ったものが、120も130もかかったのではやっていけないと。民間企業は大体7割が段取りなのです。段取りが遅い人は何をさせても遅くまでする。残業して遅くまでになると、次の日に仕事に取り掛かれないから、また残業する。残業しなくて済む人は済む。だから、そういう意味では、役所は民間と比べたら甘いところだなと見られる。実際そうではなくても、それが全部当てはまるとは限らない。忙しい時期があるではないですか。税務課が忙しいとか、そういうのはわかっている。そのときはそのときでみんなもわかっているし、そこは考えてやると思うけれども、日ごろはやはりタイムカードみたいもので管理していかないと。絶対だめという話ではないけれども、守衛さんのところでチェックして帰るとするのは、普通感覚ではない。極端な話、1世紀前の話だろう。それは民間でも通らない。そのあたりをきちんとやって、それで変わらないのなら、ここは変わらないということですよ。

○桂藤和夫委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 厚生労働省とか労働基準監督署が労働時間の管理についてガイドラインを出しています。それを見ると使用者、市では執行者は、労働者の労働日ごとの始業、終業時刻を確認し、適正に記録すると。そのための方法として、まず、いちばんいいのは使用者がみずから確認する。それができない場合は、タイムカードやICカード、パソコンの使用記録等、客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録するというのが原則だと厚労省が言っているわけです。どうしても、その仕事の都合上やむを得ず自己申告になる場合は、いろんな条件をつけているのです。だから、そういう条件とかも含めて、庄原市がきちんとやっているかということを確認しないといけないのではないかと。このガイドラインは民間なのですけれども、使用者と労働者の管理の責任として、きちんともう決められているわけです。市役所は適用除外ということは多分ないと思うので、この問題については、そのあたりもきちんと調べて提言していくべきではないかなと。そうしないといつまでたっても改善されないのではないかと。

○桂藤和夫委員長 事務局長。

○山根啓荘議会事務局長 その点については、総務課にこれまでヒアリングをした中で、この資料にもありますが、管理監督職が確認をしているのだと説明があったと思うのです。その時間の確認方法を、宿直警備員の前に記録用紙があるので、そこで時間だけ確認してもらう作業を業務の中で入れていると。あくまで管理監督職が権限だという説明が総務課からありました。それに対して、委員会として、どう提案するかというところを議論していただければと思います。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 今、局長からそういう説明があったのですが、今の説明では、勤務時間管理をきちんと徹底しているという妥当性がわかりません。例えば、職員が職員通用門で午後7時に出たと。7時と書くと。そこに監視員さんがいて、それを確認すると。管理職があとから見て、それは正しいと言っても、管理者がいないわけです。その監視員さんに勤務時間管理員という管理資格を与えているのならそれでいい。その資格がない者同士が書いて、例えば7時に帰ったのだけれども、8時にしといってくれと言って、わかったと8時と書いたらそれはわからないわけです。あとは信用問題になる。信

用問題の勤務時間管理ということになるから、管理監督責任の範疇に達していないと思うのです。局長が説明した、総務課長が言ったことについては、監視員がいないときは戻るまでそこで待つのか。監視員さんが書いて帰ればいいではないかと。そういう勤務時間管理はある面で幅がある。表現が悪いが、勤務時間管理を甘くしてもいいということは、どこで決まっているのか。

○桂藤和夫委員長 國利委員。

○國利知史委員 警備員さんが確認をするのはどうなのか。責任ある人がしっかり確認をしないといけないのではないかとということだと思うのですけれども、そうなってくると、係長さん、課長さんになるのですかね。その人たちも1番最後まで残って、それを確認するということになると思うのです。例えば、警備の人が確認することを正式に何かに記載してあれば、何も問題はないと思うのです。それではまずいということで、管理職が確認しろということであれば、今度は管理職の残業代というか勤務時間がかなり伸びてくるので、その辺が難しいところなのかなと思います。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 國利委員が言われる難しいの根拠がわからない。

○國利知史委員 今は警備員がチェックしていて、責任がある人がチェックしているわけではないからよろしくないのではないかとということだと思うのです。それを勤務時間管理として有効にするのであれば、責任ある係長、課長クラスがきちんとチェックをするべきだということだと思うのです。そうなってくると、例えば、係長、課長クラスがかなり残業して、その人たちの労働時間は無視されるということにもなりかねないのではないかなという心配があるのですよ。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 課長の勤務時間が長いか少ないかということは、私は全然関心がないのですよ。いくら長くていいし、管理職手当をもらうし、管理者なのだから。残業しろと命令した人が、あとは勝手にしろと。自分は帰るよと。そんなことはあるわけがない。働けと言ったのなら、働けという時間はきちんとその管理責任として全うしないと。当たり前ですよ。

○桂藤和夫委員長 國利委員。

○國利知史委員 僕もいろいろ一般企業に勤めてきて、今までの例でいうと、課長とかは勤務時間があってないようなところも確かにあります。ただ、特定事業主行動計画の進捗状況を今議論しているわけで、特定事業主行動計画の中には課長も入っています。管理職の人も全て含めての行動計画だと思うので、その観点からいうと、課長クラスの勤務時間も余り無視する形にはできないのではないかなと思う。そうなってくると、やはり遅く残っている方のチェックは警備の人がやるしかないのかなと思います。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会事務局長 今、勤怠管理について議論していただいているのですが、17ページへ時間外命令に関するものがあります。その中の、四つ目のポツのところへ、これまで委員会の中で議論が出てきた時間外勤務命令の退庁時間の管理について、適切な管理が行われるよう手法についても検討し、新たな仕組みを導入することといった表現にしております。この報告書の構成として、1回目のヒアリングでこうだった。2回目のヒアリングでこうだった。16ページ以降の第4の提言の中で、これはこうすべきではないかというところを、素案として示しています。それが足りているのか、足りていないのかということについて御意見をいただければなと思います。細かいところまで入っていく

と、なかなか難しい点があるのかなと思います。

○桂藤和夫委員長 國利委員。

○國利知史委員 こういう感じで書かれているのであればいいのかなと、今、説明を受けて思いました。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 内容的には同じだろうけれども、そこへ事細かにもう少し押し込んだ意見を書くべきだろうと。これなら当たり前の報告書になってしまう。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 こういう議論をしたのですよね、ここで。

○桂藤和夫委員長 しました。文書だとこんな形になってしまうのですけれども、議論はしました。表現的に十分ではないところがあるかもしれませんが。福山委員。

○福山権二委員 当然のことだが、これは当局の回答次第では後を引く。

○桂藤和夫委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 執行者が、今きちんとできていない面があると言われているので、さっきあった提言もそうですが、その提言の内容をきちんと議会として示さない。執行者が答弁で 100%管理できているのではないと言っているわけだから。それではいけない。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 谷口委員さんの先ほどの件について、きょうは時間がないので、こういう話になっているのだと思うのです。読んでいただければ多分わかると思うのですが、執行部の回答としては、現状以外の方法については、正確であると言い切れない部分があるという話なのです。だから、今やっているのが正確ではないということではなくて、この委員会の中で出たように、タイムカードとか、パソコン管理とか、そういった現状以外の方法は正確ではないところがあると答弁をしています。今やっているのが正確ではないとは言っていないのです。先ほど谷口委員さんが言われたように、6 ページの下から 2 個目の回答。他の確認方法においても正確であるとは言いきれない部分があるというのは、タイムカードとか、パソコンとかの導入の案について質問を受けた中での回答だったと僕は記憶しています。

○桂藤和夫委員長 國利委員。

○國利知史委員 であれば、この表現は変えておかないと、ほかの人が見たときに、谷口委員が思われたような理解をされると思います。ここは言い方を変えないといけないのではないですか。

○谷口隆明委員 時間外勤務の状況は本人の申告に基づいた形で整理される部分があり、そこをもっと詳しくしてください。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 この前の質問の回答にあるのですけれども、今こういう状況でしているという流れの中での質問と回答になっているので、ここだけ抽出して全てわかるというものにはなっていません。この前後の流れとかは関係なく、これだけ見れば流れがわかるようにしてあったほうがいいのですが、これは流れで質疑と回答が作ってあります。

○桂藤和夫委員長 國利委員。

○國利知史委員 なのでしっかり読み込んで次の回に、ということだと思います。

○福山権二委員 今の議論をする中で、読み込むところはどこかとか、ここに問題意識を持とうという

ことを私は思ったので、この議論をしてもらってよかったです。今の副委員長のお話の中で、2個目の上を少し読んでみると、庁舎管理の中で、宿直に職員の退庁時間を記入する時間外勤務命令を渡し、職員が退庁する場合には退庁時間を記入して退庁すると。それを確認することが庁舎管理業務中に含まれている。この辺がわからない。庁舎管理業務、これは誰の管理業務なのか。宿直のことなのか。職員の退庁時間の申し入れに基づいて時間外勤務を整理し、時間外勤務職員の勤務時間を管理しているのは、宿直ではなく管理監督職。これは誰か。残業した職員がいるところの課長ということか。課長がここにいないのに、どう確認するのか。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 そういう議論に関しては、質問をしておかないといけなかったのかなと。誰なのかというのは、所属の管理職課長級が命令を行っているところなので、管理監督職は課長級なのかなと。読み込まないと難しい部分があるかなと思いますので、読み込んで、わかりづらいというのがあれば、また言っていただければと思います。こういう表現ならもっとわかりやすいところを言っていたほうが、よりよいものになっていくのではないかなと感じます。

○坂本義明委員 取り方が違ったら全然違う。そこからスタートしたほうがいい。やっていることについて異議はないけれども、そこまでしておかないと、何のためにやったのかが大きな問題になる。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会事務局長 基本だけ説明させてもらうと、これは会議録から仕上げたものです。ですから、皆さんが議論されたことなのです。報告書としてまとめるのに、一定程度省いたところはあるのですが、何を議論したかというのを明らかにして、こういう提言をするという構成にしているので、議論された内容だということは御理解ください。

○桂藤和夫委員長 ほかにありますか。福山委員。

○福山権二委員 資料にしてあるのはありがたいのだけれども、考え方として、報告されている中身によると1番肝になっているのは、勤務時間の超勤発令で、退庁時間に監視員さんが必ず介在する。監視員さんが介在することで、きちんとできているのだという当局と、それではできないだろうと対立している。そこは、これからも考えていきたいということで、提言にしたらいいのではないかな。あくまでも執行者は、宿直員が介在していていいのだという主張ですよ。

○桂藤和夫委員長 いろいろとこれ以外にもあるかもしれませんが、お目通しをいただいた中で、気づきや、この辺の文書をこうしたらどうかというのがあれば、今月いっぱい事務局まで申し出てください。9月5日の総務分科会の後に、お疲れだと思いますけれども、総務常任委員会を開いて最終案を議論します。そして、9月の定例会最終日に報告をしたいと思っておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いします。

○福山権二委員 言いたいことがあれば今月中にデータで出すですね。

○桂藤和夫委員長 紙ベースがいたと言われてたので、帰られるまでにお渡ししますから、控室で待っていてください。そういうことでよろしいでしょうか。ほかに何か御意見があれば。

○桂藤和夫委員長 それでは1点目を終結します。

2 その他

- 桂藤和夫委員長 2点目その他のところで、何か皆様から御意見がありますか。坂本委員。
- 坂本義明委員 谷口議員と話したのだけれども、委員会視察を考えてほしいと思っています。私が思っているのは、鹿児島はやねだん。地域で頑張ってやっているというのを見に行きたい。いろんなことをやられていて、いろんな話を聞くので、現場を見てみたい。それがこの地域の活性化とか、議員同士の議論の大きな転換にならないかなと思って。
- 桂藤和夫委員長 それは閉会中の審査項目に入れてなくても行けるのですか。
- 福山権二委員 行政に頼らずに地域で頑張って盛り上げていこうと、ずっと昔からやられている。庄原みたいに消滅しかけている地域がいっぱいあるではないですか。そのあたりの起爆剤になるかは別として、議員としても、頭の隅に持っている方が多いのではないかと思います。その地域の特性もあるわけけれども、特性を生かして生き残ってもらわないと。どんどん消えてしまって、市の体をなさないうようになってしまったと思います。
- 桂藤和夫委員長 この辺は皆さんに意見を聞いた上でまた検討させていただきます。
- 福山権二委員 視察の意見も提案として受け止めて、また皆さんで議論をして、行くなら年内がいいでしょう。その辺も含めてまた次回で検討してもいいですし。
- 谷口隆明委員 もし行くとすれば、こういうところがいいというのがあれば、また協議をした上で。何をテーマにするかですね。
- 坂本義明委員 知識とか見聞を広めるのも議員の仕事です。
- 福山権二委員 どこへ行くにしても、このどこを見ようかというのは、あらかじめ議論しておいてから行ったほうがいい。
- 坂本義明委員 あそこのトップは庄原へ来てもらっている。一度研修を受けた。
- 桂藤和夫委員長 わかりました。検討させていただく方向で。それ以外に何かございますか。もしないようであれば、次の委員会は9月5日分科会終了後にさせていただきます。最終案を皆さんの意見を承った中でつくって、9月定例会最終日に委員長報告をさせていただこうと思いますので、よろしくをお願いします。それでは以上で本日の総務常任委員会を散会いたします。ありがとうございました。

午後2時17分 散 会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委 員 長